

議案第67号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
○第375号線	72 33	1 80	さいたま市緑区大字 上野田字丸山下93 3番地先	さいたま市緑区大字 上野田字丸山下93 5番地先	
○第376号線	232 70	4 50 ～ 9 00	さいたま市緑区大字 上野田字丸山下93 6番1地先	さいたま市緑区大字 上野田字丸山下96 4番6地先	
21747号線	102 18	10 00	さいたま市見沼区大 字膝子字中田100 9番地先	さいたま市見沼区大 字膝子字中田993 番地先	